

別紙第3

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見 の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の 改正についての勧告

近年、少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われている。公務においても、適切な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めていくことが必要となっている。

本院は、このような社会情勢を踏まえ、以下の改正要綱のとおり、育児休業等に関する制度並びに勤務時間及び休暇に関する制度を改正することが適当と認めるので、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）を改正されるよう意見を申し出るとともに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正について勧告する。

公務においても今回の民間労働法制の改正に即した措置が確保されることの重要性に鑑み、この意見の申出及び勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のために所要の措置をとられるよう要請する。

なお、改正要綱の各項目の趣旨と、改正に関連して人事院規則等において措置することとしている事項の説明は、別添のとおりである。

改正要綱

第1 国家公務員の育児休業等に関する法律に関する事項

育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大

- 1 職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間（育児休業等）の対象として職員が養育する子に含めること。
- 2 1について、現行の児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものを、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後の児童福祉法の規定（平成29年4月1日施行）により養子縁組里親である職員に委託されている児童に改めること。

第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に関する事項

1 フレックスタイム制における子の養育をする職員の範囲の拡大

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（勤務時間法）第6条第4項の規定により週休日进行、及び勤務時間を割り振ることができる場合の職員の「子の養育」に、国家公務員の育児休業等に関する法律において第1による改正により子に含まれるものとされる者の養育を含めること。

2 介護休暇を請求できる期間の分割

- (1) 介護休暇の期間は、勤務時間法第20条第1項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとの指定期間（各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として指定する期間）内における必要と認められる期間とすること。
- (2) (1)の指定期間は、(1)の一の継続する状態につき3回以下とし、その期間の合計は、6月以下とすること。

3 介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の承認

- (1) 各省各庁の長は、職員が勤務時間法第20条第1項に規定する者の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事院規則の定めるところにより、当該職員が1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）を承認することができるものとする。
- (2) 介護時間の期間は、勤務時間法第20条第1項に規定する者の各々が2の(1)の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とすること。
- (3) 介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同法第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

4 経過措置

第2の2による改正後の介護休暇の期間は、改正前の勤務時間法第21条

の規定により介護休暇の承認を受けた職員であってこの改正の実施の日において当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものの介護休暇の期間についても適用すること。この場合において、各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、同日から改正の実施の日以後の職員の申出に基づく日までの指定期間を指定するものとする。

第3 実施時期等

- 1 この改正は、平成29年1月1日から実施すること。ただし、第1の2については、平成29年4月1日から実施すること。
- 2 この改正に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

(別添)

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申
出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正につ
いての勧告の説明

第1 国家公務員の育児休業等に関する法律に関する事項

育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大

育児休業等の対象として職員が養育する子の範囲については、現在、職員と法律上の親子関係がある子に限られているが、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの（平成29年4月1日以降は、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童）及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者といった法律上の親子関係に準ずる関係にある者についても当該子の範囲に含むこととし、職員が育児休業等を行うことができるようにするものである。

第2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に関する事項

1 フレックスタイム制における子の養育をする職員の範囲の拡大

勤務時間法第6条第4項では、フレックスタイム制の適用を受ける職員のうち、子の養育又は配偶者等の介護をする職員について、より柔軟な勤務形態を選択できるようにするため、週休日の特例を設けている。

現在、同項の職員が養育する子の範囲は、職員と法律上の親子関係があ

る子に限られているが、改正要綱の第1の国家公務員の育児休業等に関する法律における子の範囲の拡大に合わせ、職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者、児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として人事院規則で定める者といった法律上の親子関係に準ずる関係にある者を養育する職員についても、勤務時間法第6条第4項を適用できることとするものである。

2 介護休暇を請求できる期間の分割

現在、介護休暇を請求できる期間については、一の要介護状態ごとに、連続する6月の期間内とされているが、これを3回まで分割できるようにするために、介護休暇を請求できる期間を「指定期間」とした上で、介護休暇を一の要介護状態に係る指定期間内における休暇とし、その指定期間については、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で期間を指定することとするものである。

3 介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の承認

- (1) 日常的な介護ニーズに対応するため、民間労働法制の所定労働時間の短縮措置に相当するものとして、各省各庁の長が、職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（介護時間）を承認できるよう措置するものである。

なお、介護時間の承認は、人事院規則の定めるところによるとしているが、当該人事院規則においては、請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある時間については承認しないことができるよう措置を講ずる。

- (2) 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とするものの、人事院規則等において、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されることがないように、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わないこととするとともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しないものとなるよう所要の措置を講ずる。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間の取扱いについても、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとする。

4 経過措置

今般、介護休暇を請求できる期間を分割できるようにするに当たり、改正前の規定により既に介護休暇の承認を受けている職員であっても、当該介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者であれば、この改正の実施の日後に介護休暇を請求できる期間を分割できるよう措置するものである。

具体的には、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより介護休暇の初日からこの改正の実施の日以後の職員の申出に基づく日までの期間を第1回目の指定期間として指定するものとし、6月から当該期間を除い

た残余の期間については、この改正の実施の日後において分割して取得することも可能とするものである。

第3 実施時期等

- 1 改正要綱の第1の1及び第2の改正は、民間労働者についての育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行日とされている平成29年1月1日から実施することとし、また、改正要綱の第1の2の改正は、養子縁組里親の法定化等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行日とされている平成29年4月1日から実施することとするものである。
- 2 改正要綱の第2の改正において、介護時間の承認を受けて勤務しない場合に給与を減額することに伴い、国家公務員災害補償法について所要の改正を行うことその他の所要の規定の整備を行う必要があるとするものである。

第4 その他

上記のほか、本院においては、民間労働法制の見直しに合わせ、介護休暇等仕事と介護の両立支援制度の対象となる家族の同居要件の見直し、介護を行う職員の超過勤務の免除について所要の措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の制度の利用等に関する言動によって、職員の勤務環境が害されることの防止についても体制整備等を講ずる。

また、非常勤職員については、育児休業及び介護休暇を取得できる職員の要件を民間労働法制の見直しに合わせて見直すとともに、上記の措置内容も

踏まえて所要の措置を講ずる。